

◎新潟県告示第147号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成27年2月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	リハデイOASIS 新発田	新潟県新発田市豊 町4丁目1番15号	有限会社オフィス 中條	平成27年2月1日
通所介護 介護予防通所介護	そいがあ亭	新潟県見附市南本 町3丁目5番22号	社会福祉法人ウエ ルネス	平成27年2月1日
通所介護	だんらの家和らぎ 事業所	新潟県阿賀野市北 本町21番14号	有限会社とき	平成27年2月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生 活介護	特別養護老人ホーム あさひ	新潟県村上市猿沢 2160	社会福祉法人回生 会	平成27年2月1日